

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第15回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年12月26日（日） 午前9時

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	欠
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	欠
	松原 博興	〃	欠
8条委員	前川 清寿	県会議員	出
	岡本 坦	中播磨県民局長	出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	欠
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成16年12月26日(日) 開会 9時01分 閉会 10時42分		
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会議事項	1 報告	2 会議結果	
	報告第31号	神崎町・大河内町合併協議会出納検査(12月実施)の報告について	承認
	報告第32号	新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について	承認
	2 協議		
	協議第54号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	原案可決
	協議第55号	総務関係事務事業(その3)集会所、入札関係事務事業の取扱いについて	原案可決
	協議第56号	議会関係事務事業の取扱いについて	原案可決
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日	署 名 押 印		
平成16年12月26日	署名委員 生 田 良 昭 印 井 上 秀 男 印		

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>な災害をもたらし、また両町とも倒木の被害、道路、河川等に多くの被害が発生をいたしました。今なお修復に目途が立っていない状況もございまして、何とか早急に復旧をすべく最大の努力を傾注しているところでございます。</p> <p>さて、本日は第15回の神崎町・大河内町合併協議会を開催させていただきました。今年を若干顧みますと、当協議会は今年の2月4日に施行され、立ち上がったところでございます。2月15日には第1回の合併協議会を開催し、協議会委員28名、新町建設小委員会委員として別に12名の方々、そして前川県議員さん、県民局長さんには、顧問としてそれぞれ委嘱を申し上げ、真剣かつ誠実に協議を重ねていただきました。</p> <p>おかげをもちまして、合併協定項目の基本的な事項であります合併の方式を対等合併とする新設合併、合併の目標期日を17年11月1日に、新町の本庁は現大河内町庁舎とし、神崎町域には総合窓口業務と福祉機能を有し、防災拠点機能も兼ね備えた支庁舎を設置し、長谷支所を存続させることで合意に達しておるところであります。</p> <p>また、新町建設計画におきましては、小委員会の委員の皆さんの多様でかつ建設的な意見をいただき、精力的な協議を重ねていただきました結果、立派な新町建設計画に仕上げていただきました。この内容は、住民に対し情報提供をする責任がございまして、両町で開催の住民説明会でそれぞれ説明がなされたところでございまして、現在では県で事前協議として審査をいただいております。</p> <p>そのほか、議会議員の定数、任期、今回協議していただきます農業委員の定数、任期等、そして新町の名称も11月の公募期間を踏まえ、この後12月22日の小委員会のご報告がございまして、既に絞り込み作業に入っております。1月下旬には最終の選定を合併協議会でお願いすることになっております。</p> <p>このように、現在9割程度の調整を行うことができまして、これも各委員さんの真摯なる協議の積み重ねがこのような結果としてあらわれております。ここに厚く感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>ところで、市川町さんの問題でございます。</p> <p>これまでもこの席で経過等お知らせをまいりましたが、ここでその状況を若干述べさせていただきます。</p> <p>8月6日に県から両町にお越しになりまして、市川町を加えた3町合併についての打診がございました。この日を境といたしまして、3町合併の課題が急に浮上してまいりました。10月18日には、市川</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p data-bbox="201 1576 430 1612">内藤（事務局長）</p> <p data-bbox="201 1783 373 1818">前川（顧問）</p>	<p data-bbox="467 181 1391 472">町長さんから2町に対し、合併協議の参加の正式の申し入れがございました。これを受けまして、両町とも学区ごとの住民説明会を開催することにいたしまして、新町建設計画の説明と、市川町の件は市川町からの申し入れに対しましては真摯に受けとめ、広域的な合併を考えるにはこの際3町で合併せざるを得ないのではないのでしょうかというスタンスで、私の思いを申し上げてまいりました。</p> <p data-bbox="467 495 1391 1093">しかし、神崎町町民の受けとめ方は想像を超える厳しいものでございまして、住民の意見、考えを無視した場合、今まで培ってまいりました行政と住民の信頼関係が一挙に崩れ去りはしないだろうか、私の胸のうちは非常に複雑で夜も眠れない日が続き、3町合併の設置議案の提出すらできないと考えたこともあったわけではありますが、その後、3町長の県民局を交えた調整会議では、県の強いご指導もあり、また上野町長さんからは、3町合併に努力し、3町合併が仮に不調に終わっても2町合併には前向きに努力し、この確約について努力したいということをお聞きいたしましたので、この言葉が紛れもないもので3町または2町合併が必ずや成就するものと信じ、熟慮の上、住民に対しましては再度CATV告知放送を介し説明責任を果たしながら、議会に提案することに踏み切った次第であります。</p> <p data-bbox="467 1115 1391 1196">今後は、年末年始にかけて多少なりともそれぞれの動きがあるかと思いますが、日々刻々と状況が変化している状況でございます。</p> <p data-bbox="467 1218 1391 1352">以上、最初に当たりまして、合併協議会委員の皆様のこれまでのご労苦に対し、お礼と現在の状況をお話し申し上げた次第でございます。</p> <p data-bbox="467 1375 1391 1456">今日、また大変お忙しい中とは存じますけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げます。</p> <p data-bbox="467 1478 1391 1559">以上、申し上げましてごあいさつとお礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p data-bbox="467 1581 1391 1617">ありがとうございました。</p> <p data-bbox="467 1639 1391 1720">本日の協議会では、顧問の前川先生にも、ご多忙の中ご出席いただいております。</p> <p data-bbox="467 1742 1391 1778">ここでごあいさつをいただきます。よろしくお願いたします。</p> <p data-bbox="467 1800 1391 1836">どうも皆さん、おはようございます。県議会の前川でございます。</p> <p data-bbox="467 1859 1391 2029">皆さん方非常に頑張ってください、そして悩み、苦しみ、そして将来に対する明るい希望を持って合併に向かって進められ、また協議されていることに対しまして、心より敬意と感謝を申し上げますのでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>さて、非常に難しいです、この合併は。なかなか、どこの地域におきましても、例えば浜坂のように町名を一つつけるにしてもその町名がまとまらないから合併ができないんじゃないかと、そういうことだとか、いろんな問題をそれぞれの地域で抱えております。郡内におきましても、ご承知のとおり、香寺・福崎の合併問題もそのようでございますが、皆さん方のご努力、また役員の皆さん方のご努力に感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、今、足立会長さん、町長の方からも説明ありました。夜も眠れない、非常に皆さん方の両町長さん、そしてこの委員の皆さん方、そしてそれぞれの議員さん方、ご努力いただいております。しかしながら、一番大事なことは住民が幸せになること、これが原点なんです。無理やりに合併しても意味がない。私は最近香寺・福崎の合併協も行きまして、つくづくやはり感じることは、ややもすれば住民の意思が無視されているんじゃないか、説明が本当にできてるんだろうか、疑問さえ感じるわけでありまして。</p> <p>今、町長が県の強い要請によりという言葉もございましたけれども、県は住民の意見を無視してでも合併せよというような、こんな指導は絶対いたしません。今日は県民局長も来ておりますけれども、何とか合併はしてほしいという願いはそれぞれ持っておりますけれども、それは財政的に難しい問題だとかいろんな問題があるので、三位一体の改革、行財政構造改革の中でしっかりした財政で住民サービスのできる、そのような町を作らなければいけない。だから、合併というのは必要なんですよということをお願いはしておりますけれども、合併せよという要請は県はいたしておりませんし、私も、合併がいい、合併が悪いということも申し上げることは立場的にできないわけでありまして。</p> <p>ただ、言えることは、住民の方の意見、住民の方の幸せ、それはどちらが幸せなんだ、それをやはりしっかりと両町で考えていただくときが来た。私はそのように思っております。</p> <p>でありますので、どうか皆さん方の英知を結集していただいて、両町の住民が将来に向けて、長い孫子の代まで幸せになれるような、そういうまちづくりの計画を練っていただいて、そしてその方向に進んでいただきますように、ひとつお願いを申し上げようと思います。</p> <p>たび重なる協議をしていただく皆さん方、また傍聴していただく町民の皆さん方に深く敬意を表しまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから会議に入るわけなんです、足立高正委員、日和貞憲委員、松原博興委員、藤原鉄也委員、藤原昇委員、この5名さんにつきましては欠席する旨の報告をいただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>それでは、早速でございますが、議長、進行をよろしく願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員は28名中23名の出席を得ておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたします。</p> <p>ただいまから第15回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員に、生田良昭委員と井上秀男委員をそれぞれご指名申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題に従いまして進めてまいります。</p> <p>なお、発言の際は、町名とお名前をお願いいたします。</p> <p>まず、報告事項が2件ございますので、事務局の方から訂正をした上、お願いをいたします。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
内藤（事務局長）	<p>失礼します。本日お配りしております資料で、表紙の裏側に会議次第をつけておりますけども、報告事項の番号、順番が間違っておりまして、報告第31号が協議会の出納検査でございます。第32号は新町名称等小委員会の報告でございますので、ちょっと逆になっております。申しわけございませんが訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>ただいま説明がありましたように、表紙の裏側、報告事項の報告の第32号と第31号、番号が逆になっておりまして、第32号が新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告、報告第31号が神崎町・大河内町の合併協議会出納検査という報告になっております。</p> <p>ということで、まず初めに報告第31号神崎町・大河内町合併協議会出納検査（12月実施）の報告について、事務局、お願いをいたします。</p> <p>浅田次長。</p>
浅田（事務局）	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告第31号神崎町・大河内町合併協議会出納検査（1</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>2月実施)の報告につきましてご説明を申し上げます。</p> <p>去る12月16日に、神崎町・大河内町合併協議会監査要領の第4条の規定によりまして、平成16年4月から11月末までの関係につきましての出納を中心といたしました監査を実施をいただきました。</p> <p>その結果内容につきましては、2ページの方におつけをさせていただいております。</p> <p>なお、監査委員さんにつきましては、これまで神崎町の太田昭男監査委員さんをお願いをしておたわけですけれども、体調の関係で辞職願を出されまして、神崎町の方では井上秀樹様に代表監査委員がかわられた関係上、合併協議会の方におきまして井上監査委員さんをお願いをいたしまして、16日の3時から大河内の役場の方で開催をいただきました。</p> <p>検査の項目につきましては、合併協議会の歳入歳出の予算の執行状況並びに現金の状況、あわせまして各月の収支の状況、事業報告、そして各証拠書類、契約書、その他事務局内部の公印関係、出勤簿等々につきまして、あらゆる部分につきまして監査をいただいたところでございます。</p> <p>そして、監査の内容等につきましては、特に指摘された部分はございません。</p> <p>なお、3ページの方に、参考資料といたしまして、平成16年4月から11月までの収支の関係につきまして金額を明記をさせていただいております。11月末まで両町の負担金と繰越金、諸収入を入れまして2,193万859円の収入がございまして、11月末までの支出といたしまして、1,600万9,693円ということで、11月末では592万1,166円残ということで、これらにつきまして監査をいただいたというところでございます。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
小寺(議長)	<p>それでは、ただいまの合併協議会の出納検査報告について、何かご質問がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>どうぞ、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺(議長)	<p>ご質問が特にないようでございますので、次に移りたいと思っております。</p> <p>次に、報告第32号新町名称・庁舎等検討小委員会の開催状況につきまして、立石委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>立石委員長。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石委員	<p>大河内の立石でございます。</p> <p>それでは、私の方から、第5回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催状況についてご報告申し上げます。</p> <p>第5回の新町名称・庁舎等検討小委員会につきましては、去る12月22日午後1時30分から、当神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎の会議室におきまして、10名中9名の委員さんのご出席をいただきまして開催をいたしております。</p> <p>会議の内容につきましては、前回の小委員会で応募期間を11月1日から11月30日の1カ月間と決めていただきました。この応募期間を終えたところでございまして、資料に配付されておりますように、多数の応募をちょうだいいたしました。この席をかりまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>第5回の小委員会では、応募作品につきまして事務局の取りまとめができましたから、既に本協議会で皆さんにご確認をいただいた選考要領に基づきまして、委員各位の投票による絞り込み作業を行ったところでございます。</p> <p>有効877点の応募作品の中から、委員会では22点を第1次選考として絞り込みをやったところでございます。そして、第2次選考につきましては次回とさせていただくということで、会議を閉じたところでございます。</p> <p>これら選考内容等詳細につきましては、事務局の方から報告をしていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で第5回の小委員会の報告を終わらせていただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは引き続きまして、詳細説明、事務局の浅田次長、お願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、報告第32号につきましてご報告申し上げます。</p> <p>第5回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告についてというところでございます。</p> <p>なお、この資料につきましても一部ご訂正がございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>3)の「第1次選考結果22点、別紙のとおり」とございます。「別紙のとおり」を削除をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>それでは、ただいま立石委員長の方からご報告がございましたように、新町の新たな町の名前を決めるということで、去る11月1日から1カ月間公募を両町の住民対象にかけさせていただいたところでご</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ございます。</p> <p>その結果につきましては、2ページの方でございますように、応募総数が両町で886点ございました。そのうちに、有効が877点、無効が9点というところでございます。無効の主な理由といたしましては、無記名の方、それから現町の名称、両町の神崎、大河内といった名前を明らかに使っているものにつきましては無効とさせていただきます。</p> <p>なお、この際、下にもございますように、応募者の年代で10歳代、10歳未満の方がかなり多くございました。これは両町の将来を担う小・中学生にも名前を、強制的ではございませんが依頼をしました。その関係で多数応募をいただいたというところでございまして、その中には明らかに新町の名称を選定していく上での基準外になるような名称も含まれておりましたけれども、そういった子供たちが一生懸命書いたといった意味も尊重して有効というふうにさせていただいたところでございます。</p> <p>そして、2点目には、応募者の居住地ということで、546名の方からいただきました。内訳といたしまして、神崎町220人、大河内町326人というところでございます。これも両町の人口、平成16年11月末では1万3,782人の住民登録があるんですけれども、その比率といたしましては約4%といった少し寂しい状況でもございました。</p> <p>そして、3点目、応募者の年代につきましては、そこに表に掲載をさせていただいておりますように、10歳未満、10代関係が281名と、その全体の半数を超えておるといった状況でございます。年齢の一番小さな子供さんにつきましては、お父さん、お母さんと相談された3歳から、高齢者の方は92歳の方まで、年代につきましてはバラエティーに富んでおったわけなんですけれども、やはり20代、30代あたりが少し少なかったということでございます。</p> <p>そして、応募方法の状況につきましては、そこにもございますように合併協議会の中にとじ込みをいたしました専用のはがきによるものが応募の大半を占めておったという状況でございます。</p> <p>こういった中で、事務局で集計をいたしまして、去る22日に第2小委員会の方で第1次の選考につきましては絞り込みをしていただいたところでございます。お一人委員さん3点まで絞り込み、10人の委員さんの場合30点プラスどうしてもそのほかに2点という作品を取り上げようということで、総合計32点まで可能だったわけですけ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>れども、一応ダブる方もいらっしゃると思いますので、22作品が残ったというところでございます。</p> <p>これらの経緯、経過並びに来年1月7日には第2次の絞り込みをしたいといったところでございます。この第2次の絞り込みが終わりまして合併協の方ではいよいよ最終の名称選定という形になると思いますので、その際には、次回の合併協議会にはこの名称の関係につきましての経緯、経過も含めまして、全体ということでご説明を兼ねて名称の関係についての協議をお願いしたいという予定をしておるところでございます。</p> <p>なお、この中で1点、今回の新町名称の募集につきまして大変事務局で不備があったことをおわび申し上げたいというふうに思っております。</p> <p>と申しますのは、名簿の応募をいただいた中で、ある応募の方から、応募の作品には住所、氏名、年齢、そしてその名称をつけた理由といったものを書いていただくようにしておりました。その理由につきまして、大変その本人さんの全文は長文にわたっておりまして、事前に事務局の方で本人さんの了解をとり、少し略させていただければよかったんですけども、そういった点、事務局の方で大変抜かっております、その応募された方に大変心労を煩わせたといったことがございました。以後、こういったことはないように十分気をつけ、事務局として精いっぱい頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、去る22日の常任委員会の開催内容について報告を終わらせていただきます。以上です。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま報告のありました新町名称の応募絞り込みにつきまして、何かご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思ひます。</p> <p>ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ないようでございますので、これで2件の報告事項を終わります。</p> <p>次に、協議事項に移ります。</p> <p>協議第54号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、担当の分科会会長の説明をお願いします。</p> <p>井上分科会会長。</p>
井上（課長）	<p>神崎町産業課の井上でございます。</p> <p>協議事項、協議第54号につきまして提案させていただきます。</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年12月26日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>協定項目8、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>1点目ですけれども、農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き、両町の農業委員のうち選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年3月31日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>また、両町の推薦委員は新町発足の前日に失職し、新町発足後に新たに議会推薦委員4名、農業協同組合推薦委員1名及び土地改良区推薦委員1名を選任する。</p> <p>2、選挙区制は導入しないこととする。</p> <p>3、新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20名とし、合併後初めて行われる一般選挙から適用するというところでございます。</p> <p>続きまして、3ページの方お願いします。</p> <p>3ページの方でございますけれども、事務事業の調整報告書ということでございまして、神崎町、大河内町の現状を記載しております。</p> <p>神崎町におきましては、選挙による委員が15名、今2名欠員でございすけれども、大河内町におきましても15人。それから、選任による委員につきましては、神崎町では4名で、内訳は議会推薦が3名と農協推薦が1人、それから大河内町は、議会推薦が5人と農協推薦1人の合計6人でございます。合計いたしますと、神崎町では19人の農業委員さんでございまして、大河内町21人の農業委員さんでございす。</p> <p>任期につきましては、神崎町では、平成15年4月28日から18年4月27日、大河内町は16年3月17日から19年3月16日となっております。</p> <p>役員につきましても、神崎町では会長1名、副会長1人、それから大河内町、会長1人、それから職務代理者1名となっております。</p> <p>報酬につきましては、神崎町、大河内町それぞれ記載のとおりでございます。</p> <p>農地面積でございますけれども、神崎町では542.45ヘクタール、大河内町では383.4ヘクタール。</p> <p>農家数では、農業センサスによる戸数でございますけれども、神崎町</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>1,022戸、それから大河内町661戸となっております。</p> <p>選挙人名簿の調製につきましては、両町同じ取扱いとなっております。</p> <p>研修・活動内容につきましても、特に大きなところは変わっておりません。両町とも同じような取扱いでございますけれども、1点、農地転用等の現地確認の関係でございますけれども、神崎町におきましては、隣接委員さんとあわせて、地元農業委員さんとあわせて3名で実施していますし、大河内町におきましても現地確認ということで担当の農業委員さんと事務局で行っているということでございます。現状につきましては、ほとんど変わらないというところでございます。</p> <p>続きまして、2ページの方で調整報告書の課題、問題点でございますけれども、合併に伴いまして2町の農業委員会の委員については新たに選ぶ必要がありますということで、その方法につきましては、選挙による委員については、合併特例法を適用しない場合については50日以内に選挙を行う。合併特例法を適用する場合については、1年を超えない範囲内で引き続き在任するというので、一応合併特例法を使うということでございます。</p> <p>それと、選挙区の関係でございますけれども、特に必要があると認められる場合については、2つの選挙区を置くことができますけれども、提案させていただきましては選挙区は設けないということでございました。</p> <p>両町での選挙委員の定数でございますけれども、現在30名でございますけれども、選挙委員は30名、それから議会推薦委員が現在8名、農協から2名、全体で40名の農業委員さんである現状でございますので、合併後においては一定期間に限り引き続いて委員として在任すべきかどうかについて検討しました結果、特例法適用ということと、旧町単位に選挙区を設けるということについても検討しましたが、これは新町で1つということでございました。</p> <p>選挙による委員の定数と選任による委員でございますけれども、議会推薦、農協推薦、土地改良区推薦ということで、調整をするということでご提案させていただきました。</p> <p>今までこの議会推薦が5名以内ということでございましたけれども、16年11月1日から農業委員会法が変わりまして、議会推薦が4名ということで、あと一名減った分は土地改良区から選任することができるということでございまして、選任については新たにこの土地改良区が加わったということでございますけれども、これについても新たに</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>委員が改選されるまでについてはそのまま土地改良区からは選任しなくて、新町で新たに選ぶときについてからこれを適用するという事で、新町発足と同時に、土地改良区から1名ということで、従来からの法律が一部変わったということで、こういう提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま説明のありました農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきまして、ご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思いません。</p>
奥野委員	<p>奥野委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の奥野でございます。</p> <p>農業委員の現状は40ですか、定数が両町合わせると、いうことを聞いておるんですが、新しい新町になりますと26名になるんですか、新しくなる場合は。その場合、従来では各集落1名とかということで選出が割とスムーズにできておったんですが、次からは選挙になると思うんですが、選挙は避けるというふうな状況でしょうか。その辺がちょっとはっきりわからんのですけども。</p> <p>そして、その割り振り、そのようなことはどういうことになるんか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>
小寺（議長）	井上分科会長。
井上（課長）	<p>産業課の井上でございます。</p> <p>奥野委員さんにお答えしたいと思うんですけども、今日ここ、法律により、定めによるところによって提案させていただいたわけなんですけども、今まで両町とも1集落1名ということで、それぞれ担当していただいて、両町とも無投票で選挙が行われてきたわけなんですけども、今回から両町で合わせますと39集落で26名という委員さんになりますんで、今日ここで合併協議されますと、この後農業委員会等でその辺が従来からの無投票ということの、当然選挙なんですけども、無投票という経過を踏まえまして、また両町で新たにこの今日決まったことについて、今後どうしていくかということで検討していきたいと思えますんで、具体的にはまだしてませんし、当然無投票でやってきた経過もございましたので、それを踏まえて事務局でまた検討させていただきたいと思えます。</p> <p>今まで、今ご指摘のように、1集落1名という地区担当制も長い間しいてきたわけなんですけども、これも崩れるということで、今後そういうところについて2集落で1名の担当となるというようなことも考えられますんで、今日の協議結果によりまして検討していきたい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>立岩委員</p>	<p>と、このように考えております。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>立岩委員、どうぞ。</p> <p>立岩です。</p> <p>私は農業改良普及センターの所長さんの男女共同参画というのに、勉強しまして、それで加西市の方では女性の農業委員さんがありまして、それでその方にいろいろお聞きしたんですが、今、今度新町合併しますと、もし可能であれば女性の委員さんも、何かそういうふうな専業農家の主婦とか、そういうふうな適任者がいらっしゃれば、女性の方も選任していただければありがたいと思うんですが。女性では無理な委員会なんでしょうか。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>井上（課長）</p>	<p>井上分科会会長。</p> <p>今まで両町ともについては男性の方ばかりでございました。そして、両町とも1農会1人の選挙人ということで名簿も今まで各作ってきておりますししますけれども、立候補されなかった経過もあるわけなんですけれども、当然、選挙に立候補される方について選挙人名簿に登載することが大前提でございます。</p> <p>それとあと、農協推薦でございます。農協推薦については理事の方でございますので、できれば理事ということで組合員からも選任できますということ、ここからも女性が選任、農協からもできると思いますし、また議会の推薦枠がございまして、また議会の方からもこれは選挙人名簿に載ってなくてもよろしいです。そういうことで、議会推薦枠もございまして、議会とも、農協とも、また選挙についての立候補ということについても周知させていただいた中で取り扱うというんですか、出ていただきたいなど、このようには考えておりますので、絶対だめということではございませんので、いろいろとそういう立候補なり推薦という中でまた女性の委員さんにもお願いできることもあると思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>立岩委員</p>	<p>よろしく願いいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ご質問等がないようでございますので、ここで採決をさせていただきます。</p> <p>協議第54号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>小寺（議長）</p> <p>三谷（課長）</p>	<p>〔賛成者挙手〕</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、協議第54号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては可決されました。</p> <p>次に、協議第55号総務関係事務事業（その3）集会所、入札関係事務事業の取扱いについて、担当の分科会会長の説明をお願いします。</p> <p>三谷分科会会長。</p> <p>大河内町総務課の三谷でございます。</p> <p>それでは、私の方から、総務関係の事務事業、集会所及び入札についての取扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>まず、現況から説明をいたしたいと思いますので、協議第55号の3ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、集会所、集落集会所、神崎町では公民館と通称呼ばれてますが、これに関する両町の現況でございます。</p> <p>集落集会所につきましては、両町ともそれぞれの集落に1カ所ずつ整備がされている状況でございます。その中で老朽化しているものにつきましては、神崎町が1集落、大河内町については3集落ほどの集会施設が老朽化しているということでございます。</p> <p>そういう中で、これまでの集落集会所の整備につきましては、基本的に国とか県の補助制度を活用して、町が事業主体として実施をしている状況でございます。その中で、神崎町、大河内町ともに、集落の負担金、分担金としては30%を徴収しているという状況でございます。また、国、県の補助金を受けるわけですが、集落が事業主体となって実施している場合につきましても、それぞれ同じ3割の地元負担が発生するという形で7割相当分を町の方から補助をしているという状況でございます。</p> <p>その中で、大河内町につきましては、このような集落集会所の補助制度の中で町の単独のものがございます。町単独補助制度という欄で書いておりますように、大河内町につきましては集会施設整備事業補助金交付要綱というものを定めまして、この国、県等の補助が受けられない集落が集会所を整備した場合には、事業費の2分の1を補助することとしています。しかしながら、その補助する段階におきまして、集落の戸数に応じて、下の段に書いていますように、このような面積の制限を設けてそれぞれ補助をしてきたところです。また、このような集会所を整備する段階においては、敷地造成費につきまし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>でも、300万円を限度としてこのような制度を持っているところでございます。このものにつきましては、大河内町の独自の制度でございますので、この点については差がございますので、調整をする必要が生じているところでございます。</p> <p>また、この建設しました集会所の後の維持管理でございますが、両町ともそれぞれ集落の方に委託というんですか、お願いをして実施をしていただいているという状況でございます、町の負担は生じていないという状況でございます。</p> <p>以上が集落集会所の状況でございます。</p> <p>次に、もう一つは、少し単位が小さくなります隣保単位での集会所の事業でございます。</p> <p>これにつきましても、大河内町につきましては、町の独自の補助制度を持っております。表に掲げておりますように、隣保集会所整備事業補助金交付要綱というものを定めております。その中で事業費の3分の1、そして限度額を200万円として隣保集会所を整備された集落に対してこれまで補助を行っているところでございます。その中で、補助の対象となる経費につきましては、建築に係りますところの工事請負費ということにいたしております、用地なり造成費、それから家具什器類、それから設計監理料という分については補助の対象外としているところでございます。</p> <p>このような制度を設けている大河内町につきましては、過去から24カ所の補助を行ってきたという状況でございます。</p> <p>ちなみに、両町の隣保の数でございますが、神崎町には125隣保でございます。また、大河内町には100隣保あるという状況でございます。</p> <p>このものにつきましても、大河内町の独自の補助制度があるということでございます、これらについても調整をする必要が生じているところでございます。</p> <p>このような現況の中から調整方針としてまとめましたのが、1ページの方でございます。</p> <p>まず、集落の集会所でございますが、これまで基本的には国、県の補助制度を用いて集会所の整備をしていくということを原則といたしております。そして、その中でどうしても集落の戸数が少ないとかというようなときには、国、県の補助制度が受けられないという事象が出てきますので、そういう場合を補完するために大河内町の現行の単独の補助制度をそのまま新町に引き継いでいくということでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。その中で、これまで新町建設計画でも上げてましたように、集会所については地域サロンとしての役目を果たすというような建設計画の方針が出てますので、これまでの補助率の2分の1というものを今回は7割まで上げるということで調整をいたしておりますので、国、県の補助制度を用いて実施する場合、また町の単独の補助制度を用いて実施する場合、いずれの場合も地元の負担は3割ということで統一をするという方向で調整をいたしたところでございます。</p> <p>また、当然ながら、それぞれ国、県の補助制度についても、その面積、また補助単価等についての制限がございますので、その制限というか、基準についても単独の補助制度の場合にも適用するというようにいたしております。</p> <p>それからもう一点、これまでありました単独の補助制度の中には造成費は300万円を限度として補助をしていましたが、その分については廃止をするということで調整をいたしております。</p> <p>また、次の集落集会所の建設後の維持管理、補修についてでございますが、これは両町の現状をそのまま引き継いでそれぞれの集落にお願いをしていくということで、調整をいたしております。</p> <p>次に、2つ目の隣保の集会所の件でございますが、このものにつきましてほぼ隣保の集会所、大河内町の例でございますが、この制度を設けた当初はかなり申請がありましたが、最近ではほとんどなくなっているという状況の中で、1点は、この制度の目的が達成されたということもかんがみまして、この隣保集会所の補助制度については廃止をすることといたしております。しかしながら、今後の集落自治なりコミュニティの拠点施設としての集落集会所の整備には努めていき、住民自治に寄与していく方針といたしております。</p> <p>以上が集会所に係りますところの取扱いの提案でございます。</p> <p>次に、入札に関する関係でございます。資料の4ページをお願いいたします。</p> <p>まず、それぞれ両町の入札の状況でございます。</p> <p>指名業者の指名に当たっての選考の方法を4ページに掲載をいたしております。</p> <p>両町の現況ですが、入札業者の選考に当たりましては、神崎町は建設工事入札参加者審査委員会というものを設置いたします。一方、大河内町につきましては、建設工事入札及び随意契約参加者審査委員会ということで、名称は異なりますが、構成という部分に書いてますように、それぞれ両町の助役が委員長という形の中で、両町建設事業に</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>関する課長等でそれぞれ7名の委員で構成をしているという状況です。</p> <p>開催時期、方法につきましては、それぞれ入札等をしようとするときに随時開催しているという状況でございます。</p> <p>そして、この委員会の中で協議する事項につきましては、それぞれ6点なり7点等が書いていますが、大河内町につきましては、 に書いてますように、この委員会の中で入札・契約制度に関することもあわせて協議しているという状況でございますので、この点については神崎町と少し異なる点がありますので、これの調整が必要であるというところでございます。</p> <p>また、選定基準につきましては、両町とも、国、県に準じたものを用いていますので、同様でございます。</p> <p>また、業者を指名した場合の通知方法についても、両町同様でございます。その中で、指名業者の選考に際しての発注対応工事金額というものをそれぞれ両町で設けております。このものにつきましては、差異がありますので調整が必要が生じてくるというところでございます。</p> <p>その発注対応工事の金額の範囲というものでございますが、5ページの方をごらんいただきたいと思えます。</p> <p>これも国の工事等の適正な法律という分でのものに基づいて、両町このように発注金額の範囲を定めております。</p> <p>これはどのような表かといいますと、大きく工種に分けて、一般土木工事、また建築一式工事、あと舗装工事等という分の中で工種については区分をされるわけなんです、その中で各業者の経営事項、それは会社の規模とか、それから資本力、また過去に請け負った工事金額、このようなものを審査しまして点数をつける制度となっております。この中で、その点数に応じて最初にはここに書いてますように、A、B、C、D、Eという大きく5段階に分けます。そして、それぞれAランク、Bランク、Cランク、このランクごとに、またその点数を5点刻みで20段階に分けて、Aランクも1段階から20段階、Bランクも1段階から20段階ということで、それぞれの業者のランク付をいたしてきております。その中で、この金額に応じたものは発注できるということでございまして、例えば一般土木工事のAランクの分を見ますと、このAランクに割り振りされた業者につきましては、標準的には神崎町の場合は5,000万円以上の工事の発注というんですか、指名ができるということになります。一方、大河内町</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>につきましては3,000万円以上の工事金額について指名ができるというようなことで、一つの選定基準を設けているところでございます。</p> <p>それが一つの標準の範囲でございまして、それぞれの両町に指名願を出している全業者に適用するわけなんです、その中で町内に事業所なり出張所を有している業者につきましては、町内業者ということで一つ特例の扱いをすることとなっています。その中で、神崎町の例を見ますと、この一般土木のAランクなんです、標準では5,000万円以上でございますが、町内業者につきましては2,000万円以上の事業者について指名をすることができるということになっています。一方、大河内町では500万円以上の町内業者についてはAランクの業者にも指名ができるということにしております。</p> <p>次に、その右の欄ですが、町内業者の上位特例範囲というものがございまして、これは同じく町内の業者でございますが、先ほど説明しましたように、各A、B、Cランクには5点刻みで20段階でございます。ですんで、その50点以上の業者につきましては町内業者の上位特例範囲ということで、それぞれ一番、この欄に掲げてます工事の範囲で指名ができるということで運用をしているという状況でございます。この中で、工事の議会に提案するという金額の関係で、5,000万円とか、神崎町と大河内町で標準範囲以下、それぞれ両町差異がございまして、この金額の範囲についての調整をする必要が生じるということでございます。</p> <p>このような分での課題がある中で、調整方針としましては、1ページの方の3番でまとめておりますが、まず入札参加者審査委員会でございますが、これは現行の制度を基本とします。ただし、そのメンバーにつきましては新町発足後において選任といえますか、調整をしていくということにいたしております。</p> <p>それから、入札審査委員会で協議する事項につきましては、大河内町の入札契約制度についてもすることとしておりますので、その分については大河内町の例により行っていくということといたしております。</p> <p>また、最後の入札参加業者の選定要綱につきましては、先ほどしました発注の対応工事金額の範囲が差異がございまして、これにつきましては、新町発足後の町内業者の数と、それからまた議会の議決を要するところの金額等を勘案しながら、新町発足後に調整するというところで、調整方針をまとめたところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>以上が総務関係の事務事業の取扱いの提案の内容でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明が終わりましたわけですが、ちょうど開会から1時間達しておりますので暫時休憩をいたします。</p> <p>再開を10時15分といたします。</p> <p>午前10時02分 休憩</p> <p>午前10時16分 再開</p>
小寺（議長）	<p>それでは、時間が参りましたので再開をいたします。</p> <p>三谷分科会長の方から、報告漏れがあるそうでございますので、報告漏れをお受けをいたしたいと思ひます。</p> <p>三谷分科会会長、お願いします。</p>
三谷（課長）	<p>失礼します。大河内町総務課の三谷でございます。</p> <p>先ほど入札関係の事務事業の内容をご説明申し上げましたが、その資料の5ページでございます。</p> <p>発注工事、発注対応工事金額の範囲ということでこのような基準を設けておりますが、これはそれぞれの工事金額に対して対応する金額でございます。ここにそれぞれ数字を掲げておりますが、これは単位は1,000円単位でございますんで、例えば神崎町の例で説明申し上げますと、一般土木のAランクにつきましては5,000万円以上ということでございます。先ほど単位がこの表から漏れておりますんで、改めてご説明を申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、説明が終わりました。</p> <p>総務関係事務事業（その3）集会所、入札関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問等をお受けをいたしたいと思ひます。</p> <p>正城委員、どうぞ。</p>
正城委員	<p>大河内の正城です。</p> <p>ほぼ個人的なことでもちょっとお聞きしたいんで、ちょっと悪いんですけども、この1ページの2の隣保集会所の建設事業、これは「整備はほぼ充足しており、この制度の目的は達成されたものと思われ」、「合併時に廃止する」と載っておりますが、私どもの隣保は3年前に圃場整備が終わったばかりで、今年たしか手続、名義手続というんですか、それが終わったばかりなんですね。それで、土地は確保できているんですけども、隣保の集会所というものがまだ建てられる段階ではないんです。それで、これによると今年この合併時に補助金はもう出さないということになってると思うんですね。せっかく土</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 三谷（課長）</p>	<p>地なんか確保できていて、建てる計画はしているんですが、全然補助金がないということになれば、すごく11軒の少ない戸数で負担が大きくなるんですけども、何か救われる手だてというものはないんですか。教えてほしいと思います。</p> <p>三谷分科会会長。 大河内町総務課の三谷でございます。</p> <p>大河内町の過去24カ所の補助をしてきた分の事例を見ますと、大体5つの集落というんですか、に、やっぱり集中しているという状況なんです。ですので、そのような分を見ますと、やはりそれぞれの地域には集会所というものがございまして、そこからやはり距離が遠いというんですか、そういうところが重点的に要望されているなという状況がございまして。</p> <p>そういう中で、今後につきましては、1つは、集落の集会所をというんですか、その分の中で十分対応ができるという、残っている分については一つの判断をさせてもらったのと、そういう中で住民自治というんですか、集落というのが自治組織の強化というのは当然必要でございますので、そういう分については集落の集会所の方でカバーできるというふうな判断を一ついたしたところでございまして。</p> <p>それからもう一つは、これも200万円という限度がある中での助成制度ではございますが、一つは財政的な部分も考えて今回廃止ということにいたしております。</p> <p>ですんで、今、正城さんの分で考え方についても、そういう隣保の集会所の必要性というのがあるかもしれないんですが、今後の方針としましては集落の集会所の方で十分機能というんですか、そのようなものをしていただきたいなということで、今回廃止ということにさせていただきます。</p>
<p>小寺（議長） 正城委員</p>	<p>正城委員、どうぞ。</p> <p>済いません。大河内町の正城です。</p> <p>わかるんですけども、やはり集落集会所ということになれば、すごく遠いんですね。そしたら、年いった人ばかりになっていきよんですね。お葬式一つするんでも、今はいろいろやまもと会館とかあいうところを利用されることが多いんですけども、集落の集会所があればいいんですけども、ちょっと遠いんで隣保の集会所で何か事をしようかという、そういういろいろとか、そういうことも考えとんですけども、とにかく圃場整備した中で土地を確保したもんですから、何か補助が、補助的なものがあれば隣保の者もすごく助かるけどなと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 立垣（幹事長）</p>	<p>思うんですけどね。11軒しかないところで年寄りばかりになって、もう若い人がいないんです。そやから、救える手だてがあればなと思うんですけども、やはり無理なんでしょうかね。お願いします。</p> <p>大河内の助役、お願いします。</p> <p>大河内の立垣でございます。</p> <p>今、正城さんの方からご質問がございました。私どもも、そのあたりにつきましては理解をいたすところでございますが、この大河内の隣保集会所に対する補助要綱につきましては、昭和60年代にこの要綱の作成をいたしました。既に二十数年経過をいたしておるところでございますが、この間、要綱の作成後、各地域からそれぞれ要望がございまして、先ほど私どもの三谷課長が申し上げましたように、24戸の隣保集会所に対しまして補助をしてまいりました。</p> <p>ところが、ここ五、六年、それぞれ地域からの要望がございませんような状況でございます。そういった状況の中で、今後、先ほど三谷課長が申し上げましたように、比較的大河内の過去の実績を見ますと、比較的に集落が長いというんですか、大きい集落に対してこういった要望があったようでございます。</p> <p>そういった形の中で、今後これらの補助をしていくというふうなことになるますと、当然財政的な問題も出てまいりますし、先ほど正城さんの方からほかに何かいい手だてがないのかなというふうなご質問もございましたが、これにつきましてはいわゆる農業改良普及センターの方でのいわゆる融資制度もあるようでございますので、今後におきましてはそういったものを有効に活用していただけないかなというふうなことで、新町におきましては廃止というふうなことで調整をさせていただきます。</p> <p>また、地域サロンというふうなことで、それぞれの集落単位で地域のコミュニティーをより強固なものにさせていただくというふうなことで、集落の集会施設につきましては、従来になかったものとして、より補助要綱の整備をいたし、従来は私ども大河内町の場合、2分の1の補助をいたしておったところでございますが、こういったものにつきましても国・県補助というのが大原則ではございますが、大河内町につきましては比較的小さな集落もございまして、補助対象にならないというふうな、場合によってはそういった集落もあろうかと思いませんので、そういったものの整備をいたしましては7割まで補助率を上げて、地域の集落施設についてはより充実をしていこうというふうなことで調整をさせていただいたところでございます。よろしくお願</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>いたします。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問がないようでございますので、ここで採決をさせていただきます。</p> <p>協議第55号総務関係事務事業（その3）集会所、入札関係事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第55号総務関係事務事業（その3）集会所、入札関係事務事業の取扱いにつきましては可決されました。</p> <p>次に、協議第56号議会関係事務事業の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いします。</p> <p>宮浦分科会長。</p>
宮浦（課長）	<p>神崎町議会事務局の宮浦でございます。</p> <p>それでは、協議第56号についてご説明申し上げます。</p> <p>協議第56号議会関係事務事業の取扱いについて。</p> <p>議会関係事務事業の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年12月26日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>協定項目24-1議会関係事務事業の取扱いについて。</p> <p>議会事務局の取扱いにつきましては、資料の一番最後のページ、4ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>ここに地方自治法の抜粋、議会に関するものを上げておきまして、見出しの2つ目、定例会・臨時会及び会期というところで、第102条の第2項に「定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」、その下の第3項「臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する」、こういった地方自治法の法令に基づいて条例を定め、開催がされております。</p> <p>その前の3ページに戻っていただきますと、両町の現状を比較をして掲載をしておりますが、定例会につきましては両町とも年間4回開催されております。開催時期につきましては、3月、6月、9月、12月と、同時期に開催がされております。臨時会につきましても、地方自治法の定めによりますように必要がある場合において開催がなされております。</p> <p>そこで、この定例会・臨時会についての課題、問題点でございます</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>が、2ページに記載しておりますように、議会の定例会は、地方自治法第102条第2項により条例で回数を定めることとなっており、両町において、開催回数及び招集月とも同じであるため現行のとおり引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>また、臨時会については、同条第3項により必要がある場合において招集することとされており、両町とも必要に応じ随時開催されているため現行のとおり引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>そこで、調整方針としましては、議会の定例会は現行のまま新町に引き継ぐ方向で新町発足までに調整する。</p> <p>臨時会については、地方自治法の定めにより開催することとする。こういう提案でございます。</p> <p>それから、次の委員会の関係でございますが、3ページに両町の委員会の現状を記載いたしております。</p> <p>まず、常任委員会としましては、大河内町が、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、これは両町とも全く同じ委員会が2つございます。特別委員会につきましては、大河内町が、地域改善対策特別委員会、広報公聴活動調査特別委員会、合併問題調査特別委員会、それから予算、決算の時期にそれぞれ特別委員会が設置をされております。一方、神崎町では、議会広報特別委員会、町村合併問題調査特別委員会、それと予算、決算の時期には2つの特別委員会が設置をされます。また、議会運営委員会につきましては、両町とも設置されております。</p> <p>そこで、2ページの課題、問題点の委員会のところでございますが、常任委員会は、両町とも2委員会あり、付託案件、請願、所管に関する調査事項等について審議しています。特別委員会は、必要に応じて設置され、議会により付議された案件の審議を行っています。議会運営委員会は、両町とも議会の運営、会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項等の調整を行っています。</p> <p>そこで、調整方針としまして、議会の委員会種別、委員数については、新町発足後速やかに調整する。</p> <p>こういう提案でございますが、議会の委員会につきましては、議員発議と申しまして議員の中の活動でございますから、議員さんの提案によりまして条例などが決められます。ですから、新しい町が発足しまして初めての議会で、議員さんの方から提案がなされまして決められますので、こういう提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました議会関係事務事業の取扱いにつきまして、ご質問をお受けをいたしたいと思います。</p> <p>ご質問ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようでございますので、ここで採決をさせていただきます。</p> <p>協議第56号議会関係事務事業の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第56号議会関係事務事業の取扱いにつきましては可決いたしました。</p> <p>これで本日提出の協議事項につきましては3件とも承認されました。どうもありがとうございます。</p> <p>次に、その他につきまして。</p>
浅田（事務局）	<p>ご苦労さまでした。その他ということで、事務局からご連絡ということをお願いしたいと思います。</p> <p>次回、第16回の合併協議会の日程なんですけれども、当初、両町の申し合わせでは1月9日日曜日ということで予定がなされておるんですけれども、皆様方ご存じのように、12月22日に市川町が神崎・大河内との合併協議の設置議案を可決をされております。それを受けまして、冒頭足立会長の方からもごあいさつがございましたように、神崎・大河内につきましてもそのあたりの議会等々との動きの中で、この年末から1月上旬にかけて動きがございますので、そのあたりとの調整が必要になってまいりますので、その部分で1月9日の開催につきましては、大変微妙な時期でございますので年始早々そのあたりにつきましてはこちらの方で日時等を調整させていただき、ご連絡をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいということでございます。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>その他で何かありますか、委員さんの方から。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ないようでございますので、ここで上野副会長よりあいさつを受けたいと思います。</p>
上野（副会長）	<p>今日は早朝より大変ご苦労さまでした。私からも、この一年間のお</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>礼を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>2月の協議会設置以降、委員の皆さん、そして前川先生、岡本県民局長、顧問の方々、そして事務局、幹事会を初めとする職員の皆さんには、大変なご努力をいただきまして、本日まで迎えることができました。改めてお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>それから、前回、神崎町の藤原委員さんよりおしかりをいただきました件について、改めておわびと誤解を解いておきたいというふうに思います。</p> <p>大河内町は、この2町の合併協議会参加に当たって合併の是非も検証したいということで参加をさせていただいたことと、それから先ほども正城委員さんから出ておりましたけれども、いわゆる合併議論あるいは新町建設議論につきましては、今国で行われております三位一体改革の議論なども踏まえて、そういうふうな中で議論をしていただきたい、そういうこともありましたので、特に神崎町の委員さんにおきましては、庁舎問題等について本当に不愉快な思いをさせたのではないかなということを思いますので、私の真意は、そういう意味で、合併議論、そして新町建設議論を今後の将来も見据えた形の中で議論をしていただきたいということで、いろいろと申し上げたことについておわびを申し上げたいというふうに思います。</p> <p>それから、3町合併協議についてなんですが、足立町長も私も3町の置かれております状況あるいは3町で構成をしております広域行政事務組合のことなどを考えて、3町合併が望ましいであろうという行政的な判断から今日まで進めてまいりました。しかし、先ほど足立町長が申されましたように、神崎町においても住民説明会では大変厳しい状況であったというふうに聞いております。また、大河内町の中でも多様な意見のことと、あわせて非常に厳しい意見があったのも事実であります。しかし、私自身はそういうふうな3町協議に対する住民の心配事については少なくとも門前払いしないで、合併協議会を立ち上げてその中で議論をして、そういうふうな心配事、問題点については払拭をしていく必要があるのではないだろうか、そういうふうな努力をする必要があるのではないかなということで、3町合併協議会の設置について、議会にも、足立町長と協議もしながら上程をさせていただこうというふうな結論になりました。</p> <p>そして、その中で、合併協議の中でそういうふうな努力をしまして、その結果、特例債を適用を受けようとすれば時間的な制約があるわけですから、そういうふうな中で時間切れということもあり得ると</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>いうふうに思いますので、そうなった場合には、これまでの2町合併協議の経過を踏まえた努力なり、あるいは合併の是非の努力をしたい、そういうふうに考えておりますので、是非今後ともよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>特に、3町のこれまでの関係と今後の神崎郡の状況を考えた場合には、私は、少なくとも門前払いじゃなくて協議をする中で解決を図っていくべきだろうというふうに思っておりますので、おわびと、それから今の3町合併についての考え方を申しまして、一年間のお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>どうも、今朝は特に早朝から協議会にご出席をいただき、協議会に提案をされました協議事項につきましても、適正妥当な結論が得られましたこと、まことにありがとうございます。</p> <p>特に、この協議会、2月から始めまして12月まで、どうもありがとうございました。来年に向けまして、特に来年の3月に向けまして、協議会、まだまだこの役目が続くわけでございますが、特に委員さんの方々につきましては、特に健康に留意をされまして来年平成17年の新年を健康で迎えていただき、次の第16回の合併協議会ときには皆さん元気でまたご出席をいただくことを特にお願いをいたしまして、私のあいさつにいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>